

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度札幌市子育て世帯への臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び事務センター業務
発 注 課	子) 子育て支援課
選 定 事 業 者	キャリアバンク株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対して、生活の支援のための給付金を支給するものであることから、可能な限り速やかな支給を実現する必要があると考えている。</p> <p>しかし、当該給付金に係る業務委託について一般競争入札を経て契約をする場合、積算額が3千万円以上であることから政府調達案件に分類され、契約締結までには最低でも1か月を要することが見込まれ、速やかな支給の支障となる。</p> <p>また、契約後早急かつ確実に履行できる業者でなければ、本市の子育て世帯に多大な影響を及ぼすことになるため、信用の確実な者であり、かつ、類似の業務で良好な履行実績のある事業者を選定する随意契約とすべきである。</p> <p>事業者については、履行中に細やかな連携を行い、市民から送付される書類等についても即時に納品を行うことが必要となるため、札幌市内に本拠地を構えることが可能であり、かつ業務に適した人材や設備等を速やかに手配でき、確実な履行が可能である者を選定する必要がある。</p> <p>選定事業者は、本市が求める仕様を満たすことが可能であり、かつ、現在実施中の「令和4年度札幌市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」業務を担っているため、立ち上げが必要であるコールセンターの準備期間も短縮でき、速やかな支給が可能と考えられる。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約が妥当と考える。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入）

決 定 日	令和4年7月12日
-------	-----------